

## <ビジュアルリサーチ 家賃保証商品取扱申請関連規約・目次>

No.	規約名	掲載頁
1	i-Viccs 利用規約 【全商品共通】	P. 01～P. 06
2	VICCS-PLUS および VICCS-PLUS10 業務提携規約・ 個人情報保護に関する遵守事項	P. 07～P. 18

※VICCS-PLUSおよびVICCS-PLUS10の対象商品の移管の場合、No. 1に加え、No. 2の規約の同意も必要となります。

### i-Viccs利用規約

このi-Viccs利用規約は、株式会社ビジュアルリサーチ(以下「当社」)が提供するiViccsシステム(以下「i-Viccs」という。)について定めたものです。加盟店が賃貸または管理業務を行う賃貸借契約において、株式会社ジャックスが当該賃貸借契約の賃貸人にVICCS-RENT及びVICCS-NEO、VICCS-ONE又はVICCS-PAYMENT(以下「本サービス」という。)を提供する場合(以下、本サービスが提供される賃貸借契約を「本賃貸借契約」という。)に、本サービスに関連して利用するものとします。

#### 第1条 (システム利用)

1. 加盟店が本サービスを利用するにあたり、当社は加盟店に対してi-Viccsを利用する権利を貸与するものとする。
2. 加盟店はi-Viccsを利用するにあたり、以下の各項を遵守するものとする。
  - ① 加盟店は、i-Viccs利用時に発行されるログインIDとパスワードを厳重に管理し、第三者への譲渡、貸与はしないものとする。
  - ② 加盟店にてログインIDやパスワードが不明となり、当社がこれらを再度通知する場合、当社は加盟店へ書面をもって通知するものとする。
  - ③ 加盟店は、i-Viccsを利用するにあたり、加盟店が利用する端末からインターネット接続まで、加盟店の責任にてi-Viccsの利用環境を用意するものとする。

#### 第2条 (資料還元)

当社は本サービスに係る以下の管理資料を毎月i-Viccsによって加盟店宛に還元するものとする。

- ① 立替状況
- ② 請求結果

### 第3条（システムの利用停止）

当社は、以下の各項における状況が発生、もしくは確認された場合には、加盟店へ連絡することなく加盟店によるi-Viccsの利用を停止することができるものとする。

- ① 加盟店にて重大な契約違反またはそのおそれ等が発生した場合。
- ② 加盟店と株式会社ジャックスとが締結した本サービスに関する基本契約が解約になった場合。
- ③ 加盟店から利用停止要請が来た場合。
- ④ その他当社が利用停止をする必要があると判断した場合。

### 第4条（システムの停止）

当社は、以下の各項における理由や状況が発生した場合、加盟店へ連絡することなくi-Viccsを停止することができるものとする。ただし、随時発生する保守による停止の場合は、1週間前にi-Viccsにて連絡をすることとする。

- ① 当社におけるサーバー保守時間帯（毎日午前0:00から午前6:00）。
- ② 当社の保有するサーバーやインターネット回線等に障害が発生した場合。
- ③ その他当社にて停止する必要が発生した場合。

### 第5条（障害発生事項）

1. 当社が提供するシステムにて障害が発生した場合、当社は迅速に対応するものとする。
2. 加盟店は次の各号に該当する事由により本サービスが利用できなかった場合、加盟店の責任において処理、対応するものとし、当社は一切、責任を負わないものとする。
  - ① 当社が提供するシステムを利用するコンピュータへ加盟店が他社ソフトウェアやフリーソフトウェア等をインストールしたことにより障害が発生した場合。
  - ② 加盟店が利用するコンピュータのオペレーションシステム（以下「OS」という）のサポートをOSメーカーが打ち切っていた場合。
  - ③ 加盟店が利用するインターネットのネット接続が利用できなくなった場合。
  - ④ その他、加盟店の実施した作業により、当社の提供するインターネットサーバへ接続ができなくなった場合。

### 第6条（通知、報告の義務）

1. 加盟店は次の各事由が生じた場合は、直ちに当社に対して書面にて通知する義務を負うものとする。
  - ① 加盟店の営業権の全部又は一部の第三者への譲渡
  - ② 加盟店が第三者と合併する場合で、且つ、加盟店が存続会社とならないとき

2. 加盟店は次の各事由の生じた場合は、遅滞なく当社に対して報告し、当社所定の書式にて届出をする義務を負うものとする。
  - ① 加盟店の商号又は代表者の変更
  - ② 加盟店の本店所在地又は連絡先の変更
3. 加盟店が本条第1項及び第2項の通知、報告の義務を怠ったことにより当社が本契約に定める当社の義務を履行できず加盟店に損害を生じさせた場合であっても、当社はその賠償の責を負わないものとする。

#### 第7条（契約者の個人情報の取扱いと保護義務）

##### 1. 利用・管理の帰属

契約者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、就業先名称等の属性に関わる情報、契約者の契約内容等に関する情報を総称して、契約者の個人情報という。本サービスに関する契約者の個人情報の利用、管理に関わる一切の権限は本サービスの申込み又は締結に於いて契約者の明示的同意を得た加盟店が保有するものとする。

##### 2. 個人情報の提供

加盟店は本契約の有効期間中で、且つ、契約者の事前の同意がある場合は、その同意の目的の範囲内に於いて当社に対して契約者の個人情報を提供することができるものとする。

##### 3. 利用の制限

加盟店および当社は、本サービスに於いて知り得た契約者の個人情報については法律に別段の定めのある場合を除き、契約者が同意した目的の範囲内に利用を止めるものとし、他の目的には利用しないものとする。

##### 4. 個人情報の保護

- ① 当社は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理する。
- ② 当社の保有するデータベースシステムについても、アクセスの制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じる。
- ③ 申込者の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行う。

##### 5. 効力の継続

第1項、第3項、第4項の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

#### 第8条（機密保持義務）

##### 1. 対象となる情報

加盟店および当社は本契約及び本契約に関わる取り決め（以下「提携業務」という。）で知り得た相互の営業上の情報の内、機密情報又は営業秘密情報として指示されたものについては、相手方の許可無くこれを第三者に公開しないものとする。ただし、以下の各号の情報についてはこの限りではない。

- ① 既に公知となっている情報、及び加盟店または当社の取得後に公知となった情報
- ② 相手方が公表することを承諾した情報

③ 守秘義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報

④ 本契約の締結前に既に適正に入手していた情報

## 2. 第三者の指導管理

加盟店および当社は提携業務の処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合、前項に定める義務のあることを第三者に十分に説明し、且つ必要な管理を行うものとする。

3. 継続的義務  
本条の義務は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

## 第9条（契約期間）

本契約の契約期間は加盟店が株式会社ジャックスと契約する本サービスの有効期間と同一とする。

## 第10条（本契約の終了）

1. 加盟店および当社は、前条の期間中といえども、その相手方に対し、本契約の解約を希望する期日の3ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を解約することが出来るものとし、その場合、当該期日の経過により本契約は終了する。
2. 本賃貸借契約の貸主が加盟店の場合において当該貸主の地位が加盟店から第三者に移転した場合、または本賃貸借契約の賃貸管理を加盟店が行っている場合に当該賃貸管理業務を加盟店が行わないこととなった場合、本契約は当然に終了する。

## 第11条（損害賠償）

加盟店または当社は、その相手方が本契約に定める各条項に違反したことにより損害を受けた場合に、その現実に生じた直接かつ通常の損害について損害賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害は含まれないものとする。

## 第12条（契約の解除）

1. 加盟店または当社が次の各号の一に該当するときは、相手方は本契約を解除できるものとする。
  - ① 本契約の各条項に加盟店または当社が違反し、当該違反の是正要請に関する書面の通知を受領した後1ヶ月以内にこれを是正しないとき。
  - ② 本契約の履行に関し、加盟店または当社に不正または違法な行為のあったとき。
  - ③ 加盟店または当社がその法人格を失うおそれ、または支払い能力を失うおそれがあると、相手方が認めたとき。（加盟店が個人事業主である場合は、その事業が継続できないおそれ、または破産するおそれがあると、当社が認めたとき。）
2. 加盟店または当社は、前項の解除事由に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとする。

## 第13条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店及び当社は、互いに相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自ら、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）及び従業員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- ② 自ら、自らの役員及び従業員または委託先等が反社会的勢力でなかったこと。
- ③ 反社会的勢力が経営を支配するものではないこと。
- ④ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑤ 自ら、自らの役員及び従業員、または委託先等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑥ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
- ⑦ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 詐術、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
  - イ 暴力的な要求行為
  - ウ 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - オ 反社会的勢力を利用する行為またはこれに準ずる行為
  - カ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をする行為またはこれらに準ずる行為

2. 加盟店および当社は、前項の規定を、各々の再委託先および調達先にも順守させる義務を負うものとする。

3. 加盟店および当社は、前二項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方へその事実を報告するものとする。

4. 加盟店および当社は、相手方が前三項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに加盟店および当社間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

5. 加盟店および当社は、前項に基づき加盟店および当社間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を相手方へ請求できるものとする。

#### 第14条（契約内容の変更）

本契約の内容は、加盟店および当社の書面または電磁的記録による合意によってのみ変更することができる。

#### 第15条（譲渡禁止）

加盟店および当社は、相手方の書面または電磁的記録による事前の同意なくして、本契約の契約上の地位、本契約に基づく権利もしくは義務、または本契約と関連して締結された契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をしてはならない。

#### 第16条（完全合意）

本契約は、本契約に含まれる事項に関する加盟店および当社間の完全な合意を構成し、口頭、書面または電磁的記録を問わず、加盟店および当社間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明および了解に優

先する。

#### 第17条（分離可能性）

本契約書の文言または条項の一部が無効または取消となった場合、当該無効または取消部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、他の文言及び条項は有効に存続するものとする。 第18条（管轄裁判所）  
本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とする。

#### 第19条（協議事項）

加盟店および当社は、本契約に定めのない事象が発生した場合、あるいは本契約に定める各条項の解釈につき疑義が発生した場合には、関係法規および慣習等に従い、誠意を持って協議の上処理するものとする。

# VICCS－PLUS および VICCS－PLUS10 業務提携規約

この VICCS-PLUS 及び VICCS-PLUS10 業務提携規約は、株式会社ビジュアルリサーチ（以下「当社」）が運営する VICCS - PLUS 及び VICCS - PLUS 10（連帯保証人代行サービス、以下併せて「本サービス」という。）の業務運営の取扱いの条件を定めることを目的とし、当社と加盟店との間の業務提携契約（以下「本契約」という。）の内容をなすものです。

## 第 1 条（委託業務の範囲）

加盟店は、当社が本サービスの業務を遂行するにあたり当社から下記業務の委託を受け、これを受託した。

- ① 加盟店が貸主または貸主の代理となる物件（以下「対象物件」という。）について賃貸借契約の締結を希望する者（以下「契約希望者」という。）に対し、本サービスの説明をし、契約締結を斡旋すること。
- ② 契約希望者に対し、本サービスの契約書に必要事項を記入させ、記名及び押印させること。
- ③ 契約希望者から本サービスの契約締結（本サービスの契約更新はこれに含まれない。）にかかる保証委託料（本サービスの契約更新にかかる保証委託料はこれに含まれない。）を徴収し、契約締結日の属する月の翌月末日までに、別途当社の指定する方法で支払うこと（支払手数料は加盟店の負担とする。）。
- ④ 契約締結後の本サービスの契約書を、当社の指示に基づき取りまとめ、当社の指示する送付先に送付すること。
- ⑤ 本条①から④に定めるほか、当社が本サービスを運営する上で必要と判断する業務につき、当社の指示に従い当該業務を遂行すること。

## 第 2 条（システム利用）

加盟店が本サービスを利用するにあたり、当社は加盟店に対して i-Viccs システム（以下「i-Viccs」という。）を利用する権利を貸与するものとする。また、加盟店は i-Viccs を利用するにあたり、以下の各項を遵守するものとする。

- (1) 加盟店は i-Viccs 利用時に発行されるログイン ID とパスワードを厳重に管理し、第三者への譲渡、貸与はしないものとする。
- (2) 加盟店にてログイン ID やパスワードが不明となり、当社がこれらを再度通知する場合には、当社は加盟店へ書面をもって通知するものとする。
- (3) 加盟店は、i-Viccs を利用するにあたり、加盟店が利用する端末からインターネット接続まで、加盟店の責任にて i-Viccs の利用環境を用意するものとする。

## 第 3 条（資料還元）

当社は本サービスに係る以下の管理資料を毎月 i-Viccs によって加盟店宛に還元するものとする。

- ③ 立替状況
- ④ 請求結果

#### 第4条（システムの利用停止）

当社は、以下の各項における状況が発生、もしくは確認された場合には加盟店へ連絡することなく i-Viccs の利用を停止することができるものとする。

- (1) 加盟店にて重大な契約違反またはそのおそれ等が発生した場合。
- (2) 契約を解約した場合。
- (3) 加盟店から利用停止要請が来た場合。
- (4) その他、当社が利用停止をする必要があると判断した場合。

#### 第5条（システムの停止）

当社は、以下の各項における理由や状況が発生した場合、加盟店へ連絡することなく i-Viccs を停止することができるものとする。ただし、随時発生する保守による停止の場合は、1週間前に i-Viccs にて連絡をすることとする。

- (1) 当社におけるサーバー保守時間帯（毎日午前 0:00 から午前 6:00）。
- (2) 当社の保有するサーバーやインターネット回線等に障害が発生した場合。
- (3) その他、当社にて停止する必要が発生した場合。

#### 第6条（障害発生事項）

- 1 当社が提供するシステムにて障害が発生した場合、当社は迅速に対応するものとする。
- 2 加盟店は次の各号に該当する事由により本サービスが利用できなかった場合、加盟店の責任において処理、対応するものとし、当社は一切、責任を負わないものとする。
  - ① 当社が提供するシステムを利用するコンピュータへ加盟店が他社ソフトウェアやフリーソフトウェア等をインストールしたことにより障害が発生した場合。
  - ② 加盟店が利用するコンピュータのオペレーションシステム（以下「OS」という）のサポートをOSメーカーが打ち切っていた場合。
  - ③ 加盟店が利用するインターネットのネット接続が利用できなくなった場合。
  - ④ その他、加盟店の実施した作業により、当社の提供するインターネットサーバへ接続ができなくなった場合。

#### 第7条（加盟店の義務）

加盟店は、本契約を締結するにあたり、当社に対し下記の義務を負う。

- ① 加盟店は、貸主または貸主代理人として、株式会社ジャックスとの間で家賃保証商品取扱申請関連規約に同意し、かつ契約希望者に対し立替払等委託契約を利用してもらうこと。
- ② 加盟店は、家賃保証商品取扱申請関連規約の契約内容を遵守すること。
- ③ 加盟店は、本サービスが家賃保証商品取扱申請関連規約の利用を前提としたものであることを理解し、契約希望者に対しては本サービスの説明に先立ち、家賃保証商品取扱申請関連規約の説明を十分

になすこと（本サービスが更新されることによって発生する年間保証委託料の支払についても、契約希望者と株式会社ジャックスとの間で締結される立替払等委託契約に基づく立替払いを利用して行われること、したがって年間保証委託料の支払が発生する月については、賃料等と年間保証委託料相当額を合算した金額を該当口座に入金しておかなければ賃料等の引き落としもなされないことを加盟店は確認するとともに、その旨の説明も十分に契約希望者に対してなすこと。）。

- ④ 加盟店は、当社の要請に従い、対象物件について貸主との間で賃貸借契約を締結した者（以下「契約者」という。）及び対象物件に入居している者（以下「入居者」という。）に対する督促、契約者及び入居者が退去する際の物件立会い等退去に伴う事務の処理並びに契約者及び入居者が転居した場合の転居先に関する情報の提供をすること。加盟店は、本サービスの内容に関する契約者もしくは入居者からのクレームまたは契約者もしくは入居者とのトラブル等に対して、主導的に対応すること。
- ⑤ 本条①から④に定めるほか、当社が本サービスを運営する上で必要と判断する業務につき、当社の要請に従い合理的な協力を行うこと。

#### 第8条（通知、報告の義務）

- 1 加盟店は次の各事由が生じた場合は、直ちに当社に対して書面にて通知する義務を負うものとする。
  - ① 加盟店の営業権の全部又は一部の第三者への譲渡
  - ② 加盟店が第三者と合併する場合で、且つ、加盟店が存続会社とならないとき
- 2 加盟店は次の各事由の生じた場合は、遅滞なく当社に対して報告し、当社所定の書式にて届出をする義務を負うものとする。
  - ① 加盟店の商号又は代表者の変更
  - ② 加盟店の本店所在地又は連絡先の変更
- 3 加盟店が本条第1項及び第2項の通知、報告の義務を怠ったことにより当社が本契約に定める当社の義務を履行できず加盟店に損害を生じさせた場合であっても、当社はその賠償の責を負わないものとする。

#### 第9条（契約者の個人情報の取扱いと保護義務）

##### 1 利用・管理の帰属

契約者の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、就業先名称等の属性に関わる情報、契約者の契約内容等に関する情報を総称して、契約者の個人情報という。本サービスに関する契約者の個人情報の利用、管理に関わる一切の権限は本サービスの申込み又は締結に於いて契約者の明示的同意を得た加盟店が保有するものとする。

##### 2 個人情報の提供

加盟店は本契約の有効期間中で、且つ、契約者の事前の同意がある場合は、その同意の目的の範囲内に於いて当社に対して契約者の個人情報を提供することができるものとする。

##### 3 利用の制限

加盟店および当社は、本サービスに於いて知り得た契約者の個人情報については法律に別段の定めのある場合を除き、契約者が同意した目的の範囲内に利用を止めるものとし、他の目的には利用しないものとする。

#### 4 個人情報の保護

- ① 当社は、個人情報の保護のため、従業員に対し定期的に教育を行い、個人情報の取扱いを厳重に管理する。
- ② 当社の保有するデータベースシステムについても、アクセスの制限・管理を行うなど必要なセキュリティ対策を講じる。
- ③ 申込者の同意に基づき、個人情報を第三者に提供する場合には、個人情報の漏洩等がないよう、必要かつ適切な監督を行う。

#### 5 効力の継続

第1項、第3項、第4項の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

### 第10条（機密保持義務）

#### 1 対象となる情報

加盟店および当社は本契約及び本契約に関わる取り決め（以下「提携業務」という。）で知り得た相互の営業上の情報の内、機密情報又は営業秘密情報として指示されたものについては、相手方の許可無くこれを第三者に公開しないものとする。ただし、以下の各号の情報についてはこの限りではない。

- ① 既に公知となっている情報、及び加盟店または当社の取得後に公知となった情報
- ② 相手方が公表することを承諾した情報
- ③ 守秘義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報
- ④ 本契約の締結前に既に適正に入手していた情報

#### 2 第三者の指導管理

加盟店および当社は提携業務の処理等の一部又は全部を第三者に委託する場合、前項に定める義務のあることを第三者に十分に説明し、且つ必要な管理を行うものとする。

#### 3 継続的義務

本条の義務は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

### 第11条（契約期間）

本契約の契約期間は契約締結の日より1年間とする。ただし、終期の3ヶ月前までに当社から終了、または変更の意思表示がない場合は、同じ条件で1年延長されるものとし、それ以降も同様とする。

### 第12条（本契約の終了）

- 1 当社は、前条の期間中といえども、加盟店に対し、本契約の解約を希望する期日の3ヶ月前までに書面で通知することにより、本契約を解約することが出来るものとし、加盟店は解約に応じなければならないものとする。
- 2 本賃貸借契約の貸主が加盟店の場合において当該貸主の地位が加盟店から第三者に移転した場合、または本賃貸借契約の賃貸管理を加盟店が行っている場合に当該賃貸管理業務を加盟店が行わないこととなった場合、本契約は当然に終了する。

### 第 13 条（損害賠償）

加盟店または当社は、その相手方が本契約に定める各条項に違反したことにより損害を受けた場合に、その現実に生じた直接かつ通常の損害について損害賠償を請求できるものとする。ただし、相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害は含まれないものとする。

### 第 14 条（契約の解除）

- 1 加盟店または当社が次の各号の一に該当するときは、相手方は本契約を解除できるものとする。
  - ① 本契約の各条項に加盟店または当社が違反し、当該違反の是正要請に関する書面の通知を受領した後 1 ヶ月以内にこれを是正しないとき。
  - ② 本契約の履行に関し、加盟店または当社に不正または違法な行為のあったとき。
  - ③ 加盟店または当社がその法人格を失うおそれ、または支払い能力を失うおそれがあると、相手方が認めたとき（加盟店が個人事業主である場合は、その事業が継続できないおそれ、または破産するおそれがあると、当社が認めたとき。）
- 2 加盟店または当社は、前項の解除事由に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとする。

### 第 15 条（反社会的勢力の排除）

- 1 加盟店および当社は、互いに相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
  - ① 自ら、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）及び従業員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
  - ② 自ら、自らの役員及び従業員または委託先等が反社会的勢力でなかったこと。
  - ③ 反社会的勢力が経営を支配するものではないこと。
  - ④ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと。
  - ⑤ 自ら、自らの役員及び従業員、または委託先等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - ⑥ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
  - ⑦ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 詐術、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - イ 暴力的な要求行為
    - ウ 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - エ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
    - オ 反社会的勢力を利用する行為またはこれに準ずる行為

カ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をする行為またはこれらに準ずる行為

- 2 加盟店および当社は、前項の規定を、各々の再委託先および調達先にも順守させる義務を負うものとする。
- 3 加盟店および当社は、前二項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方へその事実を報告するものとする。
- 4 加盟店および当社は、相手方が前三項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに加盟店および当社間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 5 加盟店および当社は、前項に基づき加盟店および当社間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を相手方へ請求できるものとする。

#### 第 16 条（契約内容の変更）

本契約の内容は、加盟店および当社の書面または電磁的記録による合意によってのみ変更することができる。

#### 第 17 条（譲渡禁止）

加盟店および当社は、相手方の書面または電磁的記録による事前の同意なくして、本契約の契約上の地位、本契約に基づく権利もしくは義務、または本契約と関連して締結された契約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分をしてはならない。

#### 第 18 条（完全合意）

本契約は、本契約に含まれる事項に関する加盟店および当社間の完全な合意を構成し、口頭、書面または電磁的記録によるを問わず、加盟店および当社間の本契約に定める事項に関する事前の合意、表明および了解に優先する。

#### 第 9 条（分離可能性）

本契約書の文言または条項の一部が無効または取消となった場合、当該無効または取消部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、他の文言及び条項は有効に存続するものとする。

#### 第 20 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審専属合意管轄裁判所とする。

#### 第 21 条（協議事項）

加盟店および当社は、本契約に定めのない事象が発生した場合、あるいは本契約に定める各条項の解釈につき疑義が発生した場合には、関係法規および慣習等に従い、誠意を持って協議の上処理するものとする。

## 個人情報保護に関する遵守事項

加盟店および当社間で締結した業務提携契約（以下「原契約」という。）に基づき当社が加盟店に対して委託した業務（以下「本業務」という。）の実施のために必要な個人情報の保護に関して以下の通り合意した。

### （目的）

第1条 加盟店は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、不正競争防止法（平成5年5月19日法律第47号）その他の法律、政令、内閣府令、省令及び国の行政機関の規則、告示、訓令、通達等のほか、条例、地方公共団体の規則、甲が所属する業界のガイドライン（「個人情報の保護に関する法律についての経済産業省分野を対象とするガイドライン」、財団法人日本情報処理開発協会が運営するプライバシーマーク 制度の付与認定を受けている場合においては、その要求事項を含むが、これに限られない。）等を遵守することはもちろん、個人情報保護の重要性に鑑み、厳重に個人情報を取り扱わなければならない。

### （個人情報の特定）

第2条 本遵守事項において「個人情報」とは、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいい、本人の生死は問わない。

2. 加盟店は、本業務の実施に当たり、個人情報を含む図表、磁気ディスク、録音テープ、写真、その他の資料等、記録として残されたすべての情報（それらの写しを含む。）の方法の如何を問わず、当社が加盟店に提供し、又は加盟店に取得させる個人情報（以下これらを「本件個人情報」という。）については、その都度、管理番号を付してその範囲を特定し、これを明示するものとする。ただし、明示されないものであっても、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる個人情報を加盟店が当社より受領し、又は 本業務に基づき当社又は本人より取得した場合には、直ちに加盟店はその旨を当社に通知し、当社の指示を受けなければならない。

### （安全管理措置義務）

第3条 加盟店は、本件個人情報の不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失またはき損を防止するために法が定める個人情報取扱事業者として要求される高度な注意を払い、本件個人情報の保管及び取り扱いに当たっては、秘密と認識しうる状態、又はそれ以上の状態に置いてこれを取り扱い、適切かつ必要な措置を講じなければならない。

### （管理責任者の設置）

第4条 加盟店および当社は、本件個人情報の適切な保護を図るため、情報管理責任者（以下「管理責任者」

という。)を1名選任し、当社の指定する情報管理責任者選任届書をもってその旨を相手方に届出なければならない。

なお、管理責任者に変更があった場合も同様とする。

2. 加盟店および当社は、それぞれの管理責任者を不適任として相手方が求めた場合には、直ちに（遅くとも7日以内に）、別の者を選任しなければならない。

#### （報告）

第5条 加盟店および当社は、毎年、少なくとも1回は定期報告会を開催するものとし、本件個人情報の管理状況、役員、従業員の勤務状況その他、当社が必要と認めた事項につき、議事録を作成するなど書面をもって互いに確認を行わなければならない。ただし、原契約に基づき報告会その他の会議が開催される場合においては、加盟店は、その報告会その他の会議の開催をもってこの報告に代えることができる。

2. 加盟店は、前項による報告のほか、本件個人情報の不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失またはき損の事故が発生した場合には、直ちに当社に報告しなければならない。

#### （保管場所の指定・保管場所からの持ち出しの禁止）

第6条 加盟店は、本件個人情報を厳重に保管するため、当社の指定する設備あるいは施設、又は加盟店が指

定し、当社が事前に書面で承諾した場所以外にはこれを持ち出してはならない。ただし、持ち出しの範囲を定めてこれを厳重に管理することを条件に、必要やむを得ないとして特に当社が事前の書面または電磁的記録による承諾をした場合はこの限りではない。

#### （目的外利用の禁止）

第7条 加盟店は、事由の如何を問わず、本件個人情報を原契約に定める目的以外には取り扱ってはならない。

#### （第三者提供の禁止）

第8条 加盟店は、事由の如何を問わず、本件個人情報を転用し、又は流用してこれを第三者に提供してはならない。

#### （複製・改変等の禁止）

第9条 加盟店は、事由の如何を問わず、いかなる形態においても本件個人情報を複製し、又は改変等を行ってはならない。ただし、本業務の実施に必要な場合には、加盟店は、当社の事前の書面または電磁的記録による承諾を得たうえ、複製又は改変等を行なうことができるものとする。

#### （再委託の禁止）

第10条 原契約の定めにかかわらず、加盟店は、本業務の全部又は一部（いずれの場合も個人情報の

取り扱いを含む業務に限る。)を第三者に再委託(ここに再委託とは、名目、形式及びその相手方の如何を問わず、下請負、業務請負、業務提携等を含むが、これらに限られない。

以下同じ。)してはならない。ただし、本業務の実施に必要な場合には、加盟店は、当社の事前の書  
面

または電磁的記録による承諾を得たうえ、本業務のうち、個人情報の取り扱いを含む業務を第三者に再委託できるものとし、再々委託等の場合も同様とする。

2. 前項但書による承諾を得て第三者に本業務の全部又は一部を再委託する場合、加盟店は、当該再委託先に本覚書と同一の義務、又はそれ以上の義務を負わせるものとし、万が一、再委託先(再々委託先その他、本件個人情報に関与する関係者一切を含む。)において本件個人情報の不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失又はき損の事故が発生した場合、加盟店が直接にその全ての責任を負わなければならない。

#### (取引実績等の不開示)

第11条 当社が原契約に基づき本業務を加盟店に委託するにあたり、加盟店、当社共に原契約の定めにかかわらず、

本業務における個人情報の取扱い内容、取引内容・実績を第三者に開示、又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面または電磁的記録にて加盟店、当社が承諾した内容に関しては、この限りではない。

#### (調査)

第12条 当社は、本件個人情報の不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失又はき損が発生した場合はもちろん、当社が必要と認めるときはいつでも、加盟店に対し、加盟店の本業務の実施状況等について調査させるほか、適宜報告を求めることができるものとし、合理的な理由なくして加盟店はこれを留保し、又は拒絶することはできない。

#### (従業者の監督等)

第13条 加盟店は、加盟店の役員、従業員、当社の事前の書面または電磁的記録による承諾を得て再委託した場合の再委託先の本件個人情報に関与する者に対し、本業務の遂行に当たって本覚書の義務を理解させ、遵守させることはもちろん、個人情報の保護につき、個人情報取扱規程及び外部委託規程等の個人情報の適切な取り扱いに関する加盟店の社内規程を周知徹底するほか、個人情報の適切な取り扱いを加盟店の従業員が加盟店に保証する誓約書の徴収その他の必要な措置を講じるなど、監督、指導及び教育を実施しなければならない。

#### (事故時の対応)

第14条 加盟店(加盟店の役員、従業員、当社の事前の書面による承諾を得て再委託した場合の再委託先、再々委託先その他、本件個人情報に関与する関係者一切を含む。)が本業務を遂行するに

当たり、本件個人情報の不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失又はき損が発生した場合、加盟店は、当社の指示に従い、必要相当程度において、加盟店の責任と負担で必要な措置を講じて問題解決に当たらなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 原契約の定めにかかわらず、加盟店（加盟店の役員、従業員、当社の事前の書面による承諾を得て

再委託した場合の再委託先、再々委託先その他、本件個人情報に関与する関係者一切を含む。）が本業務を遂行するに当たり、本件個人情報の不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失又はき損が発生した場合、当社は、加盟店に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。

なお、その賠償額には、当社の顧客などの第三者が、当社に対し、本件個人情報の漏洩について損害賠償等の請求をした場合において、当社において支出することが必要となる合理的範囲の調査費用、人件費及び弁護士費用その他、当社の社会的評価に関連して生じた損害額等の特別な損害を含めることができるものとする。

(個人情報の返却等)

第 16 条 加盟店は、期間の満了、解約及び解除その他、事由の如何を問わず原契約が終了したとき、又は当社が求めたときは、本業務に関して当社が加盟店に提供した本件個人情報を含む図表、磁気ディスク、録音テープ、写真その他の資料等、記録として残されたすべての情報（それらの写し、コピーを含む。）を直ちに（遅くとも 7 日以内に）当社に返却し、もしくは廃棄又は消去等しなければならない。この場合、加盟店は、当該返却、廃棄又は消去等について、それらの履行を保証する誓約書を当社宛に提出しなければならない。

(原契約の解除)

第 17 条 原契約に定めるもののほか、当社は、加盟店が次の各号の一にでも該当した場合には、催告通知のうえ、いつでも原契約を解除できるものとする。

- (1) 財団法人日本情報処理開発協会が運営するプライバシーマーク制度の付与認定を受けている場合においては、加盟店の過失においてその認定を喪失したとき、又はその虞があるとき。
- (2) 法に違反し、主務大臣より勧告又は改善命令を受けたとき、又はその虞があるとき。
- (3) 法に違反し、罰金刑以上の刑に処せられたとき、又はその虞があるとき。
- (4) 主務官公署から甲の営業の停止処分等を受けたとき、又はその虞があるとき。
- (5) 個人情報の取り扱いに関して法令違反をしたとき、又はその虞があるとき。
- (6) 本覚書の各条項の一にでも違反したとき。
- (7) 前各号のほか、個人情報の取り扱いに関し、不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失又はき損の事故を発生させるなど、原契約の継続が困難であると当社が認める事由があるとき。

2. 前項各号により原契約が解除された場合といえども、加盟店は、当社の被った損害を賠償する義務

を免れるものではない。

3. 甲が第1項(1)～(7)の一にでも該当した場合でも、当社が承諾した場合には、その限りではない。

(存続条項)

第18条 本遵守事項の存続期間は原契約の定めに従うものとする。ただし、原契約が終了した場合において、第16条の後段に定める本件個人情報の返却、廃棄又は消去等の履行を保証する誓約書が当社に提出される時までは、その範囲でなおも有効に存続するものとする。

2. 前項にかかわらず、本遵守事項が終了した場合、原契約の期間満了、解約及び解除その他、終了事由の如何を問わず、第15条及び第20条の規定はなおも有効に存続するものとする。

(協議事項)

第19条 加盟店および当社は、本遵守事項に定めのない事項及び本遵守事項の規定の解釈に疑義が生じた場合には、個人情報保護に配慮するとともに、信義誠実の原則にのっとり、加盟店および当社協議のうえ、処理解決するものとする。

(管轄裁判所)

第20条 加盟店および当社は、本遵守事項に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを予め合意した。

(原合意書との関係)

第21条 本遵守事項の各条項が原契約の各条項に抵触する場合、本遵守事項の定めが優先するものとする。

## 情報管理責任者選任届出書

個人情報の取り扱いに関する責任者および連絡先は以下のとおりであります。

個人情報管理責任者

役職 取締役

氏名 榊原 丈也

個人情報に関するお問い合わせ先

名称（部署） ビジュアルリサーチ東京本社

TEL 03-6826-1120

MAIL [privacy@visual-w.co.jp](mailto:privacy@visual-w.co.jp)

住 所 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 23F

会社名 株式会社 ビジュアルリサーチ